

パーソナルモビリティ社会実験

新モビリティを試乗しませんか？

群馬県と前橋市が連携し、県庁から前橋駅までのメインストリートを公共交通と人中心のウォーカブルな道路空間へ再編し、多様な人々の出会いの場と賑わいを創出する「前橋クリエイティブシティ構想」を進めています。前橋クリエイティブシティ構想の実現や市内の交通手段の多様化に向け、多くの方に新モビリティを試乗していただき、クルマだけに頼らない「公共交通 + 新モビリティ」による快適な移動スタイルを目指します。



実施期間

2026
10.20_火 ~ 25_日

- 実施時間**
- 平日 午前7時 ~ 午後7時
 - 土日 午前9時 ~ 午後5時
- 走行エリア** 前橋市中心市街地
- 貸出条件**
- 電動車いす: 16歳以上の方
 - 特定小型原付: 自動車運転免許証をお持ちの方
 - ※本社会実験では安全面を考慮し上記条件としています
- ご利用時間** 試乗は2時間までとなります
なお、以下の時間までに必ずご返却ください
- 平日 午後7時まで
 - 土日 午後5時まで
- 返却方法** どの貸出返却ポートでも返却可能です
- その他** 雨天の場合は、中止となることがあります
※中止の情報は公式SNS(裏面のイベント中止情報)をご確認ください

※試乗についての詳細は裏面をご覧ください

位置図



貸出返却ポート (3箇所)

群馬県庁
(県庁前交差点)

前橋駅
(北口)

中央前橋駅(平日のみ)
(駅舎入口)

中央イベント広場(土日のみ)

※黄色の2箇所については、平日は「中央前橋駅」、土日は「中央イベント広場」となります

上段:機種名、下段:協賛企業名(グループ名)

試乗可能機種



C+walk T
トヨタPCN群馬グループ

C+walk S
トヨタPCN群馬グループ

e-SNEAKER
群馬ダイハツ自動車(株)

WHILL S
(株)ホンダカーズ群馬

※特例特定小型原付

※特例特定小型原付



LAIL
愛宕商事(株)、(株)コトブキ

ストリーモ
(株)ホンダカーズ群馬

Lactivo
(株)山田製作所

電動車いす(シニアカー)

歩行の負担を軽減し、行きたい場所へ自由に出かけられる移動の自由を取り戻してくれます。操作が簡単で長距離や坂道も快適に移動できるため、外出の楽しみが広がり、活動的な毎日をサポートする心強いパートナーとなります。

特定小型原動機付自転車(特定小型原付)

特定小型原付は、最高速度 20km/h の軽快な走りで行動範囲を大きく広げてくれるスマートな移動手段です。

毎日の通勤や通学はもちろん、ちょっとしたお買い物から休日のお出かけ、観光地での散策まで、日々の移動をもっと気軽に、そして楽しくしてくれます。

これからの新しい移動のかたちを、ぜひご体験ください。

※特例特定小型原付とは、6km/h モードに切替えることで、条件付きで歩道走行が可能な車両

▶ パーソナルモビリティ利用の流れ

1. アルコールチェック



アルコールチェック
を行います

2. 利用者登録 ※乗車までの時間短縮のため、事前の利用者登録が可能です



同意書の提出、利用者登録、交通ルールに関する簡単なテスト合格後、特定小型原付については免許証確認(電動車いすは年齢確認ができるもの)を行い登録証を発行します

3. 車両説明動画視聴



車両説明動画(2~3分)を
ご視聴いただきます

4. 安全対策・貸出票発行



貸出票

- ・ヘルメットを貸出します
- ・貸出票を発行します

5. 乗車



試乗は2時間までとなります

6. 返却

どの貸出返却ポートでも
返却可能です



貸出票

返却

アンケート



利用終了後は車両、ヘルメット、貸出票
を返却し、アンケートに回答します

★2回目以降は、登録証をご提示いただければスムーズにご試乗いただけます

試乗にあたっての注意事項

Q1. 利用するには、予約しないと試乗できないの？

A. 事前予約は行っていないため、予約なしで大丈夫です！直接、貸出返却ポートまでお気軽にお越しください。ただし、車両の数に限りがあるため、タイミングによっては順番待ちやご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。
また、乗車までの時間短縮のため右のQRコードから事前登録が可能です。

事前登録はこちら



Q2. 途中で買い物やカフェに寄っても大丈夫？

A. もちろん大丈夫です！自由に周遊をお楽しみください。
また、停車する際には店舗指定の駐車場または駐輪場に停めてください。
なお、停車して車両から離れる際は、必ずご自身で鍵(施錠)をかけていただくようお願いします。

Q3. どこを走ればいいのか？歩道も走れる？

A. 中心市街地などの走行可能エリア内をご利用いただけます。
電動車いすは、歩道(歩行者扱い)を走行します。
特定小型原付は、原則として車道の左端(自転車道を含む)の走行となります。
ただし、最高速度表示灯を点滅させ、6km/h以上のスピードが出せない状態に切替えた「特例特定小型原付」に限り、「普通自転車等及び歩行者等専用」の標識がある歩道を通行できます。



※「普通自転車等及び歩行者等専用」標識

Q4. 走行中の注意点は？

A. 電動車いすは、歩行者として周囲の歩行者等に配慮し、安全に通行してください。
特定小型原付は、信号機や一時停止などの基本的な交通ルールを自転車や原付と同様に守り、右折時はすべての交差点で「二段階右折」を行ってください。

警察による交通ルールの説明はこちら

- ・電動車いすの安全利用について



- ・特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等について



イベントの詳細情報はこちら



イベントの中止情報はこちら



MAE.CREATIVECITY

お問い合わせ先

群馬県 県土整備部 都市整備課 事業推進係
前橋市 都市計画部 交通政策課 新モビリティ推進係

☎027-226-3840 ✉creative-city@pref.gunma.lg.jp